消　防　計　画

（目的）

第１条　この計画は、消防法第８条第１項に基づき，　　　　　　　における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）第８条の２第１項に基づき、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

（消防計画の適用範囲）

第２条　この計画で定めたことは、管理権原の及ぶ　　　　　　　　に勤務等し、出入りするすべての者に適用する。

（防火管理者の権限と業務）

第３条　防火管理者は、　　　　　とし、この計画の作成及び実行についてのすべての

権限を有するとともに、次の業務を行うものとする。

⑴　消防計画の作成及び変更、並びに消防署への届出

⑵　消火、通報、避難誘導などの訓練の実施

⑶　建築物、火気使用設備器具等の自主検査の実施及び監督

⑷　消防用設備等の法定点検、整備の実施及び監督

⑸　火気の使用または取扱いに関する指導監督

⑹　その他、防火管理上必要な業務

（火災予防上の遵守事項）

第４条　火災予防のため、すべての者は次の事項を遵守しなければならない。

⑴　火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認するこ

と。

　⑵　火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓しておくこと。

⑶　終業時には、灰皿、吸い殻の後始末を完全にすること。

⑷　廊下、階段、通路、出入口その他の避難のために使用する施設には避難の障害と

なる設備を設置したり、物品を置かないこと。また、避難口等に設ける戸は、容易

に開錠し開放できるようにしておくこと。

⑸ 　　　　　　　　で工事を行う者は、火気管理等について防火管理者の指示を

受けて行うこと。

（建築等の自主検査）

第５条　防火管理者は建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等において年２回以上検査を実施するものとする。

（消防設備等の点検）

第６条　建物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために法令で定め

る点検要領にもとづき，次により点検するものとする。

⑴　機器点検　　　　６ヶ月ごと

⑵　総合点検　　　　１ヶ年ごと

２　前項にもとづき行った点検の結果は、消防用設備等維持台帳に記録しておくもの

とする。

３　消防用設備等の点検結果は１年に１回、消防長に報告するものとする。

（不備欠陥等の整備）

第７条　防火管理者は、建物等及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、速やか

に改修するよう必要な措置を講じるものとする。

（自衛消防活動）

第８条　火災、地震その他の災害の発生時には、別に定める自衛消防組織の任務分担に

もとづき積極的に行動するものとする。

　（土砂災害時の活動）

第９条　土砂災害時においては、別表１の防災体制をとる。

（土砂災害時の避難誘導）

第10条　土砂災害時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

⑴　避難場所

ア　土砂災害のおそれがある場合の避難場所は、○○町○番地「○○小学校」と

する。

イ　周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難

な場合には、本施設○棟の○階へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

⑵　避難基準

ア　基本的に、枕崎市から避難準備・高齢者等避難開始の発令があった場合に、

避難等を開始する。

イ　ただし、次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、枕崎市からの

　情報を待つことなく避難を開始する。なお、前兆現象については、安全確保の

ため、施設内から確認できる範囲で把握し、必要に応じ枕崎市消防本部等に通

報する。

＜土砂災害の前兆現象＞

・がけの表面に水が流れだす 　　　・がけから水が噴き出す

・小石がパラパラと落ちる 　　　　　 ・がけからの水が濁りだす

・がけの樹木が傾く ・樹木の根の切れる音がする

・樹木の倒れる音がする ・がけに割れ目が見える

・斜面が膨らみだす ・地鳴りがする

⑶　　避難誘導方法

ア　避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘

導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するな

どして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

イ　避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

ウ　施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確

認する。

エ　避難場所までの移動距離及び移動手段は以下のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 名　　　称 | 移動距離 | 移動手段 |
| 避　難　場 所 | ○○小学校 | 〇ｍ | □　徒歩  □　車両〇台 |
| 屋内安全確保 | 〇棟〇階 |  |  |

（土砂災害に備えての準備品）

第11条　土砂災害に備え、別表２に掲げる「避難確保資器材」を常に使用又は持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

（震災防止措置）

第12条　地震等の災害の発生を予防するため、物件の倒壊、転倒、落下防止の措置を

講じるとともに、火気の使用設備器具は、耐震自動消火の措置を講じたものを使用す

るものとする。

（防災教育訓練の実施）

第13条　防火管理者は，従業員に対し適宜防災教育を実施するとともに年２回以上、消火、通報、避難（土砂災害対策等含む。）の訓練を実施し従業員、居住者は積極的にこれに参加するものとする。なお、訓練を実施する場合は、事前に消防署に連絡するものとする。

附　則

この消防計画は，令和　　年　　月　　日から運用する。

＜有事の心得＞

１　火災を発見したものは，大声で「火事」と呼称し，全館に知らせる。

２　119番通報を行う場合の要領は「場所は　　　　町　　　番地　 で

す。」と落ち着いて明確に伝える。

３　避難場所は，「　　　　　　　　　　」とし，消防隊員へ避難状況の報告を

すること。

○　別表１

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 担　当　者 |
| 注意  体制 | ＊　大雨警報（土砂災害）が発表された場合  ＊　台風接近時など | ＊気象情報等の情報収集 | 情報収集伝達班員 |
| 警戒体制 | ＊土砂災害警戒レベル３相当の発表時  ＊避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合 | ＊気象情報等の情報収集 | 情報収集伝達班員 |
| ＊使用する資機材の準備 | 避難誘導班員 |
| ＊保護者への事前協力依頼 | 情報収集伝達班員 |
| ＊周辺住民への事前協力依頼  ＊要配慮者の避難誘導 | 情報収集伝達班員 |
| 避難誘導班員 |
| 非常  体制 | ＊土砂災害警戒情報の発表時  ＊避難勧告又は避難指示（緊急）の発令  ＊大雨特別警報（土砂災害）の発表 | ＊施設全体の避難誘導 | 避難誘導班員 |

○　別表２

【避難確保資器材一覧】

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 備　　蓄　　品 |
| 情報収集・伝達 | □テレビ○台、□ラジオ○台、□タブレット○台、□ファックス○台、  □携帯電話○台、□懐中電灯○本、□電池○本、 |
| 避 難 誘 導 | □名簿（従業員、利用者等）、□案内旗○枚、□タブレット○台、  □携帯電話○台、□懐中電灯○本、□携帯用拡声器○器、  □電池式照明器具○台、□電池○本、  □携帯電話用バッテリー○個、□ライフジャケット○着、□蛍光塗料○本  □カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用） |
| 施設内の一時避難 | □水○日分（１人あたり○ℓ）、□食料○日分（１人あたり○食分）  □寝具○人分、□防寒具 |
| 高　齢　者 | □おむつ・おしりふき |
| 障　害　者 | □常備薬 |
| 乳　幼　児 | □おむつ・おしりふき、□おやつ、□おんぶひも |
| そ の ほ か | □ウェットティッシュ、□ゴミ袋、□タオル  □（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |